（利子補給金の支給に関する事項）

第十二条　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項から第五項までに定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、平成二十九年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一　第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（直接被害者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

二　第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者（直接被害者に限る。）の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

三　第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け

四　第九条第四号に掲げる者のうち中堅企業であって、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（直接被害者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け

3　利子補給金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一　前項第一号に規定する者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・五パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合以外の場合にあっては、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一億円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする。）。

二　前項第二号に規定する者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・三パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合以外の場合にあっては、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三千万円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。）。

三　前項第三号に規定する者（最近三か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者及び最近一か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二か月を含む三か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

四　前項第四号に規定する者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

4　前項第一号及び第二号の利子補給率については、平成二十八年四月十四日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

5　第三項第四号の利子補給率については、平成二十八年四月十四日以降の特定資金の貸付けの日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第十三条　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応業務のうち、第九条第四号から第六号までに掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　災害等に係る事案

（危機対応業務の対象となる者）

第十四条　第一条第三号及び第四号の事案（以下「災害等に係る事案」という。）に関する危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　第一条第三号に規定する事案については、同号に係る災害により被害を受けた者

二　第一条第四号に規定する事案については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している事業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第十五条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローンについては、前条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が行う危機対応業務について、実施するものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第十六条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第十四条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、一億五千万円（組合については、四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

二　第十四条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前号に掲げるものを除く。）を合計して四億八千万円（平成二十九年三月三十一日までは、七億二千万円とする。）とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付けに限るものとする。

三　第一条第四号イからハまでに掲げる相談窓口に係る事案に関する特定資金の貸付け等については、第十四条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするものとし、当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付け等に係る資金をもって、当該指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付け等に係る債権（ツーステップ・ローンを原資とする債権、利子補給金の支給の対象となっている債権及び東日本大震災に関する事案に係る特定資金の貸付け等に係る債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等をツーステップ・ローンの対象とすることは、できないものとする。

2　前項第二号に規定する特定資金の貸付け等であって、第一条第四号イからハまでに掲げる相談窓口に係る事案に関する第十四条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするものについては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けにあっては平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十七条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、次に掲げるものとする。

一　平成二十九年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第十四条第一号に掲げる者のうち、平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた茨城県常総市の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

二　平成二十九年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第四号イ及びロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第十四条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするもの（運転資金に係る特定資金の貸付けに限る。）